

# 平成22年3月甲良町議会定例会会議録

平成22年3月19日（金曜日）

## ◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第9号 甲良町課設置条例の一部を改正する条例
- 第3 議案第12号 甲良町新総合計画につき、議決を求めることについて
- 第4 議案第18号 平成22年度甲良町一般会計予算
- 第5 議案第19号 平成22年度甲良町国民健康保険特別会計予算
- 第6 議案第20号 平成22年度甲良町老人保健医療事業特別会計予算
- 第7 議案第21号 平成22年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 第8 議案第22号 平成22年度甲良町介護保険特別会計予算
- 第9 議案第23号 平成22年度甲良町墓地公園事業特別会計予算
- 第10 議案第24号 平成22年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 第11 議案第25号 平成22年度甲良町土地取得造成事業特別会計予算
- 第12 議案第26号 平成22年度甲良町下水道事業特別会計予算
- 第13 議案第27号 平成22年度甲良町水道事業会計予算
- 第14 議案第28号 甲良町隣保館の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 第15 議員派遣について
- 第16 委員会の閉会中における継続審査および調査について

## ◎会議に出席した議員（11名）

1番	濱野圭市	2番	丸山恵二
3番	木村修	4番	金澤博
5番	山崎昭次	6番	宮寄光一
7番	建部孝夫	8番	藤堂一彦
9番	西澤伸明	10番	藤堂与三郎
11番	山田壽一		

## ◎会議に欠席した議員

なし

## ◎会議に出席した説明員

町 長 北 川 豊 昭  
総務主監 野 瀬 喜久男  
教育次長 川 並 孝 一  
産業振興主監 茶 木 朝 雄  
人権主監 米 田 義 正  
呉竹センター館長 金 田 長 和

教 育 長 藤 原 新 祐  
会計管理者 橋 本 敏 治  
保健福祉主監 山 崎 義 幸  
建設水道主監 中 山 進 造  
総務課長 山 本 貢 造

◎議場に出席した事務局職員

事務局 長 村 田 和久廣

書 記 宝 来 正 恵

(午後 1時50分 開会)

○山田議長 ただいまの出席議員数は11人であります。

議員定足数に達しておりますので、平成22年3月甲良町議会定例会第2日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしておきましたとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、6番 宮寄議員および7番 建部議員を指名いたします。

日程第2に入る前に、9日の西澤議員の質問に対する回答が予算決算常任委員会でありましたが、再度回答願います。

人権主監、保健福祉主監、順次報告を求めます。

人権主監。

○米田人権主監 呉竹地域総合センター改築工事の下請業者数でございますけれど、34社でございます。うち町内業者については、15社でございます。

○山田議長 福祉主監。

○山崎保健福祉主監 地域介護福祉空間施設および子育て支援センターの建設工事でございます。下請業者が16社で、町内業者が7社、また町内でない業者が5社、その他4社ということでございます。

○山田議長 それでは、追加議案の提案説明を求めます。

北川町長。

○北川町長 本日は何かとお忙しいところを、3月定例会最終日にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。3月9日に招集いたしました今期定例議会につきましては、付託案件について予算決算常任委員会ならびに総務民生常任委員会、また一般質問、本会議を開催いただき慎重にご審議等を賜り厚く御礼を申し上げます。

次に、本日追加提案をさせていただきます案件1件について、その概要を説明申し上げます。

議案第28号は甲良町隣保館の設置に関する条例の一部改正で、国の隣保館設置運営に基づく設置目的および呉竹隣保館の改築に伴う名称および地番の変更を行うものであります。

以上簡単でございますが、何とぞよろしくご審議いただきますよう付託案件ともども適切な議決を賜りますことをお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○山田議長 それでは、日程第2 議案第9号について議題といたします。

議案第9号については、総務民生常任委員会に付託され、審査が行われま

して、その報告書が提出されております。

これより、総務民生常任委員会の審査報告を求めます。

濱野委員長。

○**濱野総務民生常任委員会委員長** それでは、総務民生常任委員会審査報告を行います。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告をいたします。

1. 審査結果。

議案第9号 甲良町課設置条例の一部を改正する条例。

審査の結果。

原案どおり可決。

2. 審査経過。

現行の主監制、グループ制のそぐわなかった点、弱点はとの問いに、組織のスリム化をめざし、政策立案等は主監の業務とし、縦型から横型制に変更したが、住民の方にはわかりにくかった。また、県などは部長職の下のグループ制に完全移行されるが、本町のような小規模な町では課を残し、処務規則で係の数を半減させた、実質係をグループに変更した域にとどまり、難しさがあったとのことであった。

町長の考えはとの問いに、主監制を見てきて、本来の課長職の仕事ができていたのかと思うところがあったので、主監制を廃止し、課長職で頑張ってもらいたいと考えているとのことであった。

副町長についての考え方はとの問いに、将来的には必要と考えるとのことであった。

保健福祉課は、予算的にも約30%の枠を執行しており、課の分割等の考えはとの問いに、確かにウエイトが大きいですが、いましばらくは現状で進め、例えば建設課と水道課との統合であるとか、管理職の減などの動向を見ながら、課の再編を考えたいとのことであった。

課の分掌事務で新設と明記されているが、実質的な新設はなく、現行行っている分掌事務を明記したと考えてよいかとの問いに、そのとおりである。処務規則で細かく明記しているが、重要な点を条例にも明記したとのことであった。

その他もいろいろな質疑・指摘があった。

以上でございます。

○**山田議長** 以上で総務民生常任委員長の審査報告が終わりました。

ただいまの委員長報告に対しまして、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 9番 西澤です。

審査報告にもありましたように、現行は課長の上に主監制度があり、課長所管事務における責務があいまいになっていると思いました。さらに、政策立案の重要業務とされてきましたが、実務処理も含め主監の方に重くのしかかる半面、課長が下にいることから、あいまいな存在で終わる面があったものと思われま。大きな人口の自治体の中では、幾つかの課を統合する部を設置することはあり得ることですが、今回の改正理由にある小さな町でのシンプルな組織に改めるという方向は、賛同できるものです。

次に、今の取り組みの中で、改善が必要だと思うこと、主に2点提起をしたいと思います。

1つは、地方自治法に基づく全体の奉仕者の精神を、どの分野、どの課であっても職責の中に貫くことが大事だと考えます。

2つ目には、全体の奉仕者の精神を根底から歪める同和地域という枠内での担当する課を残すことは、賛同できるものではありません。その中の同和地域という枠内で担当する課を残すことは、全体の奉仕者の精神を根底から歪めることになります。一定の残務を担当する部署を置くことは理解できませんが、事務の性格に応じてふさわしい課に移すことが求められます。例えば、残地の処分事業は一般財産の土地として総務課あるいは建設課などが考えられます。それは、地域総合センター方式からの脱却、卒業こそがより根本的な解決方法だと思われま。長寺センター、呉竹センターの役割は大部分、役所・支所的な住民の生活、教育、相談窓口ともなっていると思われま。つまり、人口8,000人の甲良町で、2つの支所を持つ体制とも見えます。それは、地域密着の行政運営という点では利便性がある、その反面人口も1万前後で、地理的にも遠く離れた状態でないことから、これは地域格差を招く要因となっています。町政の根本的課題とも関連することを提起して、賛成討論といたします。そういう提起をさせてもらって、賛成の討論です。

○山田議長 ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第9号を採決いたします。

お諮りいたします。

委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第9号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第3 議案第12号を議題といたします。

本案について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 新総合計画について、私の意見を述べてまいります。

新総合計画は、全ページ211ページ、小貫会長さんの答申文までで209ページに及ぶ膨大なものであります。また、参考資料を除いても186ページと多岐にわたる計画が示されています。計画策定にかかわられた町民策定委員をはじめ、関係者の皆様のご努力を評価するものであります。

その上で、基本的考えを述べるにとどめさせていただきます。

総合計画は国から義務づけられていますが、1つに財政的な裏づけがないことであります。2つ目に、予算が単年度主義であること。3つ目に、首長と議会の改選は4年任期であること。この3点において、制度的な制限、弱点とも考えられます。同時に政治的主張や立場の違いを超えて、甲良町が進むべき方向を指し示すことは、有益であり重要だと考えます。つまり、甲良町では、何を一番大切にして取り組む必要があるのかという、太い基本線を示そうというのが、ページで言いますと58ページから59ページに書かれている5つの基本目標だと思われれます。しかし、甲良町の中心的課題は何かの問いかけは、この総合計画の中では薄くなっております。同和問題の早期解決、つまり、同和を問題にしなくてもいい地域社会をめざすという課題ではないかと思えます。それは行政内はもちろんですが、町民生活のレベルにおいても、教育においても、行政・政治による分け隔てを卒業することから始まります。私は、この課題を避けて、甲良町の今日とあすは語れないと思っています。

60ページから63ページまで、人権尊重のまちづくりが述べられています。昭和44年の同対法の成立から数えれば、今年で41年間不十分であったと記述がされていますが、それで済まされるものではなく、方向と中身が正しかったのかという総括こそが必要だと思います。その際、1986年の総務省の意見具申の4点に基づき、甲良町の取り組みを照らし合わせる事が大切だと思います。もう一つ中心的に押さえておく必要があると考えられる課題は、地方自治を脅かす国の小さなあらわれにも明確に対応することです。地方分権や地方主権と言いながら、税の配分機能を保障した地方交付税の縮小方針がとられ、元気な地方は応援など、国の施策の誘導のもと

での交付税の加算措置が強められているときだからこそ、人口増加を正面に掲げて、減少原因の解消と増加のための具体策を策定すべきものだと思います。個々の計画については、その都度私の考えを提起していくことを表明しまして、この基本点で今回の膨大な資料であります、その中心点を求めて、計画には反対という立場を表明させていただきます。

○山田議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第12号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第12号は可決されました。

次に、日程第4 議案第18号から日程第13 議案第27号までを一括議題といたします。

各議案については、予算決算常任委員会に付託され、審査が行われまして、その報告書が提出されております。

これより、予算決算常任委員会の審査報告を求めます。

建部委員長。

○建部予算決算常任委員会委員長 それでは、予算決算常任委員会の審査報告をいたします。

まず、審査の結果、結論でございますが、議案第18号 平成22年度の甲良町一般会計予算から議案第27号までの各特別会計の10議案につきましては、すべて原案どおり可決がされました。

次に、2ページでございます。審査の経過でございますが、議案第18号の一般会計予算でございます。

歳入では、町の税の全体の滞納繰越分の算定基準については、前年度の決算状況と滞納整理とを加味して、計上しているとのことであります。法人税が落ち込んでいますが、算定根拠と今後の見通しにつきましては、均等割で約2,000万円と決算の状況により、算定しているとのことであります。また、経済対策につきましては、各法人の決算時期が異なることから把握が難しい状況であります、地域経済緊急支援信用保証料補てん補助や、町長の企業訪問等により、努力をしているとのことであります。

本町の地方交付税の算定根拠につきましては、国全体で1兆1,000億

円の増加が示されており、1,000万円の増を見込みましたとのこと。また、臨時財政特例債で対前年1億1,880万円を見込んだとのことでございます。

一方、歳出では、総務費のむらづくり活動補助金につきまして、各自治会で平成20年度から平成22年度の3カ年計画で策定し、達成率を毎年出しながら変更等も認め、柔軟に対応しているとのことでありましたが、一方、一集落60万円では集落の大小で違うため、考えてほしいということ、また、当初設置をいたしました建物なり施設など、補修が回ってきておりますが、そういった補修にも活用ができるようにと、求める意見がございました。

賦課徴収費の町税前納奨励金につきましては、廃止の方向での検討されたいとの意見がございましたが、否決された経緯もあります。今年度で、率や限度額も含め検討し、また近隣の状況を見ながら検討をしていくというところでございます。

老人福祉費で、独居老人は何人ぐらいいて、対応はどのようにしているのかについてでございますが、約300人おられる。また、今年実態調査を検討しているとのこと、現在の対応については地域サロン、配食サービス、民生委員の巡回等で行っているとのことでありました。

少しとびまして、児童福祉費の東・西保育センターの周辺環境に格差がある、ぜひともその是正をと求める意見がございました。西保育センターとの同様な環境整備は難しいということでありましたが、その周辺は農地であり、可能性がある、ぜひ検討されたいとの意見でありました。

3ページでございます。ふるさと交流村の計画予定は、平成23年度実施計画、平成24年度建設を予定しているが、平成22年度は生産者が中核となる新運営協議会を立ち上げ、広く意見を聞きながら販売を十分考慮し、組織づくりを行いたいとのことでありました。

鳥獣害防止対策工事費、工事場所や内容についてでございますが、正楽寺地先でフェンスを延長980メートルを設置するとのことでありました。また、町の鳥獣被害対策協議会で、捕獲機を購入するのと併せて、委託料で各駆除・防除委託を計上しているとのことでありました。

森林病虫害防除委託と里山リニューアル事業委託についてでございますが、森林病虫害防除は西明寺の山林であり、里山リニューアル事業は緑が丘の山3.5ヘクタールの雑木刈り・草刈りであるとのことございました。

道路橋梁新設改良費でふるさと交流村関連の公園、道路の用地取得であるということですが、一方呉竹北落線の歩道の未設置部分は計上されているかとの質問が出されました。それにつきましては、歩道未設置部分につきましては9月補正で計上する予定であるとの回答でありました。

非常備消防費で、住宅用の火災報知器購入補助についてでございますが、既存住宅にも火災報知器の設置が義務化されているとのことから、各家庭2個までの50%補助を2,000世帯分計上しているとのことであります。

防災費で、町防災行政無線更新業務委託のことについてですが、現在の機器は平成10年に設置されたもので、受信状況が悪いとか、各集落での放送ができないなど苦情が多いため、全国瞬時警報システム整備と併せてアナログからデジタル化への更新を行うものであるとのことであります。

教育振興費で、外国語活動指導員賃金が計上されていることについて、この内容でございますが、多賀町在住のアメリカ育ちのポーランドの方で、小学校5・6年生は週1時間ずつ、小学校3・4年生は隔週1時間ずつ、東・西幼保は週1時間程度、ALTと合同で指導していきたいとのことであります。

次に、特別会計の議案第19号でございます。

滞納者の資格、短期の証明証と国保税条例の第24条の減免についての意見が出されました。

4ページでございます。

議案第21号 後期高齢者の医療事業特別会計予算でございますが、保険料改定予定については均等割が470円の増、所得割は0.33%増を予定しているとのことであります。

議案第22号につきましては、介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金の運用方法についてですが、394万円を基金積み立てをし、給付費に上乗せして3年で運用していくとのことであります。

議案第23号につきましては、墓地管理料が改正されたことを当事者だけではなく、広く町民に知らせることが必要であるとの意見が出されました。

議案第24号につきましては、一般会計繰入金の償還についてでございますが、平成25年から返済できる予定を報告してありましたが、昨今の経済情勢から貸付金元利収入の収納率も下がっており、難しいと考えるとのことであります。

また、分納誓約もしない悪質者には法的措置も必要ではとの意見に、6月議会に提出できるよう努力をするとのことであります。

5ページであります。

議案第25号、土地売払収入2カ所は、呉竹1カ所、長寺1カ所の予定であり、全体51カ所のうち払下げ済みが17カ所、公共用地の振替済みが3カ所、予定2カ所を除くと29カ所が今後の払い下げ予定であるとのことであります。

議案第26号につきましては、一般会計繰入金の内訳については、下水道

債の50%算入分と使用量で賄えない人件費等であるとのことであります。

町債の資本費平準化債については、毎年の公債費の軽減のための起債で、償還金に充てるもので、これにより一般会計繰入金が増減されているとのことであります。

本町の水洗化率は県下最下位であるとのことで、加入促進を図っていききたいとのことであります。

議案第27号につきましては、多賀町への排水計画、多賀町の計画が遅れており、1年延びているとのことであります。

小水力発電実証は、正楽寺の配水池からの配水で、北落と池寺の減圧弁の所でモーターを設置し、実証実験を行うとのことであります。

以上で、予算決算常任委員会の審査の報告を終わります。

○山田議長 以上で、予算決算常任委員長の見解報告が終わりました。

ただいまの委員長報告に対しまして、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

それでは、議案第18号 平成22年度甲良町一般会計予算について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 22年度一般会計の予算についての、私の評価の基本点を述べたいと思います。

1つは、町長選の公約でありますふるさと交流村の計画の大幅見直しの公約に沿って、直販所のみを設置とし、その実行においても生産力や体制の整備を優先し、その成り立ちぐあいで生産者等と相談をしながら進めていく方向が示されたことを評価するものです。また、そのもとで、補正予算において測量設計委託などで1,278万円を減額されました。その反面、見直しの半ば直販所の方向、また担い手などで直販所を支える生産状況が定まらないうちに整備工事を実行したことは、町民合意を進める上で、また今後の見直しの上でも、肯定的な影響を与えるものではないということを指摘しておきたいと思います。また、交流村関連工事、整備工事それから町道新設改良、用地の買い戻し取得で合計7,775万2,000円となり、完全凍結のもとで、今後の方向を見直すことに徹底すべきだと考えるものであります。

次に、町民の願いを反映して賛同できる施策も多く今回盛り込まれました。そのうちの幾つかを挙げますと、国の拡充策とも関連して妊婦健診費用無料化を促進したことであります。

また、農業支援は、パイプハウス補助の充実、規模は小さいですが、ビニールの張りかえ、更新、また正楽寺に設置される獣害の対策の柵は、やっ

念願がかなったと地元でも評価され、町民の評価が大きなものだと考えます。今後の鳥獣害対策の抜本的な拡幅・拡充が求められます。

また、住宅用火災報知器の設置補助については、来年6月までに設置義務の法期限が来ることに対して、自治体として家計支援を行うもので、評価できるものです。その反面、税金の使う順序、今の賃金が下がり、家計が苦しい経済状況の中で、重点は何かというものを見誤ってはならないと思います。

町防災無線のデジタル化で1億5,000万円の補助は聞こえにくい地域はあるというものの、今この時期でなければならぬのか、大いに疑問を残すものであります。金額も大きく、支払先は1企業であり、経済波及効果は少ないものと考えます。

2つ目に、定住自立圏の推進にかかわる9項目、27事業、4,700万円余はすべて国からの交付金というものであります。道州制推進方針のもとでの小規模基礎的自治体不要論と強く結んでおり、町行政と町民の主体的判断を弱めるもので、容認できません。同時に個々の施策を甲良町の現状と課題に照らして、合致したものにしていくことを主張し、努力することは重要だと考えます。

3つには、同和対策という地域の枠組みは、法にも実態にもそぐわなくなっており、この枠組みからの離脱、卒業が当面する町行政の重要な課題だと考えます。例えば、法に基づく平等な税等の徴収、新築資金滞納の回収においても、特別対策は終わったのだという行政側の立場を明確にして臨む必要が迫られており、その上での個別の対応も必要になっています。

改めて現下の経済状況の中で、予算の中心・重点として1つに家計・農業・中小商工業・建設業者の懐を直接温める施策に大いに思い切って切りかえることが必要です。私は、その中でも医療費の無料化の拡充と健康診断の充実、2つ目に、義務教育無償化の憲法の精神に沿った拡充、3つ目に住宅リフォーム補助の創設で家計と地域建設業者を直接温めることの3つを強調したいと考えています。

2つ目に定住自立圏推進の具体策で、彦根ペースにはまらないことが極めて大事だと思います。

3つ目に、同和特別の枠からの一日も早い卒業が、この3点を改めて強調して反対討論とするものです。

よろしくをお願いします。

○山田議長 そのほかに討論はございませんか。

藤堂与三郎議員。

○藤堂与三郎議員 私もこの会計に討論しておきたいと思います。

この会計は、前年対比1億8,000万円弱、4.7%で36億強の緊縮

予算が組まれています。諸施策の充実のため、歳出が膨らみ、1億円強の基金の取り組みに対応した予算組みになっておるところでございますけれども、中身的には、農工商の従来の支援に新規支援が組み込まれております。また、子育て支援、福祉施策の新たな展開、安心安全のための施策が本当に予算面において組み込まれており、教育面においても小学校で始まる英語教育に対して、1年前倒しで指導員予算が組まれ、人選もはっきり先ほどの委員長報告にもありましたけれども、しっかりとさせていただくようでございます。また、中学生の海外派遣事業においても、異文化交流から語学研修と切りかえられました。本来の中学生の語学研修に戻ったということは、大いに賛同する部分があります。このことで、少し逸脱した討論になるかも知れませんが、今年大学の英文科を受験した生徒、つまり4年前に甲良中学校の卒業生で、英語圏への派遣を受け、片言の英語が通じたということに感動し、再度かの地を訪れたいというような形で英文科を受験し、留学を希望したというようなことがございますので、この派遣の意味を私は私なりに再確認をさせていただきました。

また、それと引きかえに、タイへの派遣がなくなりました。振興面において、行政とともに本当に多くのイベントや集落の要請に応じて参画し、タイの異文化、生活様式を大勢の町民、各種団体に親しまれ、感動を与えていたことはこれは事実でございます。そういう意味を踏まえて、以前から提案をしております、派遣先からの受け入れを実施していただいて、より多くの町民の賛同が得られますような支援の輪が広がる会計ベースになることを祈念いたしまして、賛成討論にかえます。

○山田議長 ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第18号を採決いたします。

お諮りいたします。

委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第18号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号 平成22年度甲良町国民健康保険特別会計予算について、討論はありますか。

西澤議員。

○西澤議員 9番 西澤です。国保事業において今問題になっていますのが、高過ぎて払い切れない国保税の上に、短期保険証と資格証明書が発行され、国によって義務づけられました。一方国庫の負担は1984年の89.6%から、2007年度には25%にまで引き下げられました。甲良町も同じベースであります。このことによって、国保税が大幅に引き上げられました。滞納の状況は好ましい状態でないことは言うまでもありません。しかし、国保証の取り上げは、収納率向上にも滞納解消とも異なるものであることを、改めて指摘しなければなりません。給与を差し押さえするときには、総額の4分の1を超えてはならないと民法で定めています。つまり、25%という大変厳しい数値で、その他の生活必需品も差し押えが禁止されています。つまり、生活権を脅かしてはならないと差押えの限度を定めています。国民皆保険の中で命綱となっている保険証の取り上げを、滞納克服の手段とすることを直ちに中止すべきだと考えます。まじめに払っている納税者との公平を図るためとの言い分がありますが、もともと所得には大きな格差・不公平が今広がっており、200万円前後、あるいは200万円以下の所得者は衣食住の生活で既に限度いっぱいという現状を直視して、より根本的解決の方向へ進む必要を痛感しています。一般会計からの繰り出しをふやし、人数割、世帯割を引き下げて、条例にのっとった減免規定の運用拡充を強く求めまして、反対討論といたします。

○山田議長 ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第19号を採決いたします。

お諮りいたします。

委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第19号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号 平成22年度甲良町老人保健医療事業特別会計予算について、討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第20号を採決いたします。

お諮りいたします。

委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第20号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号 平成22年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計予算について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 この特別会計については、県の連合組織、そして国の制度であります。町はその一組織に組み入れられています。そういう点で、甲良町が持つ裁量の範囲というのは極めて制限をされていますが、制度そのものの矛盾点がいよいよ明らかになっていますので、反対討論とさせていただきます。

この制度は、75歳から別建てとする差別的な制度であります。徴収の面でも、保険料の算定でも、また、診療に係る点でも別建てであります。また、2年ごとの保険料の負担額が引き上がる仕組みが導入されています。

3点目は、民主党中心の政権は廃止を公約に掲げながら、4年先に延ばしました。現在65歳で線を引いて新たな後期高齢者の医療制度にしようという案が浮上し、報道されています。そういう点にかんがみて、この制度は一日も早く廃止をして、高齢者を社会で支えるという制度に切りかえる必要を提起して反対討論といたします。

○山田議長 ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第21号を採決いたします。

お諮りいたします。

委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第21号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号 平成22年度甲良町介護保険特別会計予算について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 介護保険事業については、昨今報道がされています。この事業に

携わる従業員、スタッフの劣悪な労働条件がいろいろ指摘されていまして、処遇改善の措置がされましたが、国の財政出動をふやす方向ではございません。そういう点で、ますますこの介護保険制度が必要な状況の中で、国の制度の拡充が求められているところでもあります。町に至ってはその国の制度にいかないまでも、利用料、保険料の独自の軽減策、甲良町の小さな規模の中ではありますが、また高齢者、独居老人等々報告がありましたが、その要望に応える内容での負担軽減がやっぱり一番大きな課題となっていますので、そのことを求めまして、反対討論といたします。

○山田議長 ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第22号を採決いたします。

お諮りいたします。

委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第22号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号 平成22年度甲良町墓地公園事業特別会計予算について、討論はありますか。

西澤議員。

○西澤議員 今回管理料の軽減策が導入されまして、その方向を大いに歓迎するものです。還元される家計それぞれの分は、そう多くはありません。しかし、5,000円、1万円の苦しい状況が続く中で、行政がその分軽減に踏み切るという点は大いに評価をするものです。その軽減策が今後の購入促進、永代使用料の収入増につながるよう、これは単純ではございませんが、工夫をされることを求めて、賛成討論といたします。

○山田議長 ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第23号を採決いたします。

お諮りいたします。

委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第23号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号 平成22年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 この事業について、討論をいたします。

滞納額が一般会計を圧迫をしています。滞納者に対して親身になって返済計画を組み直すことを大前提にしながら、時効期限や話し合いに応じない、何年も返済を履行していないなど、ある基準を設けて法的手段に踏み切ることがぜひとも今必要です。

また、対象者の中には、町の物品および工事発注先があることが考えられます。その該当者があれば、適切な対応が必要ですし、せつかくの自立を促す事業で町民合意が進むような取り組みを強く求めまして、反対討論といたします。

○山田議長 ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第24号を採決いたします。

お諮りいたします。

委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第24号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号 平成22年度甲良町土地取得造成事業特別会計予算について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 この特別会計の討論にあたりまして、5点にわたって指摘をさせていただきます。事業の残地であり、町が管理する土地であることをわかるようにロープなどを張り、少なくとも立て札を設置すること。これが必要です。

2つ目に、払い下げ予定としているところは速やかに土地代金を徴収して、手続を完了することが大切です。

3つ目に、公募対象を一定の基準のもとで、町内、町外に広げることが大

事です。

4つ目に、収入増につながることから、公共用地としての活用も、購入希望者を優先することが大切だと考えます。

5つ目に、現在29カ所が残っていることも考えて、放置の間の町の損害は、町民から取得した、預かった財産が有効に利用されなかったことでありまして、事業の積極面がありながら、汚点を残していることであります。このことを直視をして、指摘をしまして反対の討論といたします。

○山田議長 ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第25号を採決いたします。

お諮りいたします。

委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第25号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号 平成22年度甲良町下水道事業特別会計予算について、討論はありますか。

西澤議員。

○西澤議員 この会計については、中心的な課題が残っています。公共下水道のますの負担金の地域格差が残っていることであります。この事業会計の指摘をする大事な点であります。さらに、根本的には県と国が8割9割の財政的責任を果たすべき事業であり、市町に財政負担を押しつけること自体が間違いであることを、私は強調したいと思います。この部分に関しては、立場の違いを超えて国や県に要請をし、声を上げていくことを表明しまして、討論といたします。反対討論です。

○山田議長 ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第26号を採決いたします。

お諮りいたします。

委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第26号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号 平成22年度甲良町水道事業会計予算について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 下水道の場合もそうでありますが、水道事業も現場では大変な努力をされておられると思います。命の水を供給するという大きな役割を持つ事業であります。そこで、賛成討論であります。今10立米にも満たない家庭が本当に増えています。そういう点では、低所得、そして核家族、核家族でなくても2人世帯でも10立米に届かないという家庭の話をよく聞きますし、データの的にもそういう状況が生まれています。少ない使用料の家庭に対する忠心的な軽減策に進むことを、1つの大きな課題として掲げていただいて、事業の計画、それから会計の適正化の点では、賛成の討論とさせていただきます。

○山田議長 ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第27号を採決いたします。

お諮りいたします。

委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第27号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第14 議案第28号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○村田事務局長 議案第28号 甲良町隣保館の設置等に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成22年3月19日。

甲良町長。

○山田議長 本案に対する提案説明を求めます。

呉竹地域総合センター館長。

○金田呉竹地域総合センター館長 それでは、議案第28号についてご説明申し上げます。

甲良町隣保館の設置に関する条例（昭和52年条例第26号）の一部を次のように改正するものでございます。

第1条を次のように改める。

設置第1条 地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行うため、本町に隣保館を設置する。

第2条の表中、呉竹住民センターをはばたきの館に、呉竹212番地を呉竹168番地に改める。

附則としまして、この条例は平成22年4月1日から施行する。

以上でございます。よろしく願いをします。

○山田議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 2点だけ質問いたします。1つは、39件の応募があったということですが、応募の方法、それから期間、そして多くの方が参加できるようにという取り組み、どのような措置をとられたのかの説明をお願いしたいというように思います。

それから、もう一つは、2条中にこの名称にかかわる条例が書かれています。説明の中に、徴収条例等、他に関連する名称の変更も必要なところということで提起をされましたが、6月に改正の提案をするということがありますが、その間の経過措置が必要ではないのか。改正をするまでの間はこの徴収が発生しないと見ることができないと思うのですが、その辺の見解を説明よろしくお願いします。

○山田議長 金田館長。

○金田呉竹地域総合センター館長 まず名称の39件というのは、全町に区長さんを通じましてお願いをいたしました。全町全世帯、それと各町内にあります企業等々にチラシによりまして公募をいたしました。いつからいつまでやったかというのは、2月28日ぐらいだったかと思っています。それで、地域内の人からの応募が少なかったというようなこともありまして、地元の方のみ再度お願いをしたという経過がございます。その結果39件あったということでございます。

それと、他に関する条例のことですが、このたび本来はといいますと、私としましては6月にすべて一括したかったという思いがあったのですが、先

ほど申しましたとおり、使用料、各部屋の床暖を使っている部屋もあります。そういうようなことから、若干期間を見て十分に検討してからという思いがありました。それまでの経過としましては、暖かくなりますので、床暖を使うこともまずないだろうと思いますので、今までの条例でもいけないことはないという判断をいたしております。

以上です。

○山田議長 ほかに質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 賛成討論であります。この条例の改正にあたって、意見を述べさせていただきます。

第1条のところにあります、とりわけこの文中にあります開かれたコミュニティーセンターとして、そしてその次の生活上の各種相談事業、人権課題の解決のため総合的に行う、こういうことで新しく設置の意味、目的が示されました。この中身を充実をさせようと思えば思うほど、開かれたコミュニティーという点で行政としての特別な枠組み、これに41年間続いた体制に総括をして、そして町民合意が得られる中身に進んでいく必要があります。私が先ほども質問したのは、直感として39件、私の情報そのものは非常に狭いわけですが、今さらこの愛称を求めてという意見も何人か聞きました。しかも、その点では全町から39件という点で、まだまだこの問題が関心を持たれていないという1つのあかしでもあります。そういう意味でも特別な体制ではないということ踏み切っていく必要がありますし、そのことがこの第1条、第2条が活かされる内容ともなりますので、そのことを強調させていただいて、賛成討論をいたします。

○山田議長 ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第28号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第28号は可決されました。

次に、日程第15 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第121条の規定によりましてお手元に配布いたしておきました文書のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○山田議長 ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、日程第16 委員会の閉会中における継続審査及び調査についてを議題といたします。

会議規則第75条の規定によりまして、各常任委員長からお手元に配布いたしておきました文書のとおり、閉会中における継続審査および調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各常任委員長から申し出のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○山田議長 ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

最後に、町長のあいさつがあります。

北川町長。

○北川町長 最後に一言御礼を申し上げます。

9日開会をさせていただきまして、本日19日まで、非常に新年度予算を含む議案が26件、同意案件が1件ということで大変多くの議案をご審議いただきました。議員の皆さんには、本当に今年は特に活発なご意見をいただきました。そういう中で、財源不足もありますので、今年22年度はできるだけ事業規模も縮小しながら、新年度予算を編成させていただいた、そういう経緯がございます。そういう中で、特に中学生の海外派遣や、あるいは英語の講師の小学生の英語力の強化を含めたそういう部分、あるいは防災に必要な火報の設置等含めて、個々には小さな事業ではありますが、とても必要な部分ではないかなというように思いで、いろいろと新しく目玉的にそれも予算を計上させていただきました。そういう中で、22年度の事業は非常に厳しい中でも、町民の皆さんに少しでも安心安全な町として、暮らしていただけるような町政をめざして頑張ってもらいたい、このような思いをいたしております。どうか議員の皆さんにおかれましても、それぞれのお立場で、また行政とともに頑張ってもらっていて、明るいまちづくりにご尽力を賜いますことをお願い申し上げ、そして今後のますますのご活躍もご祈念申し上げます。

して、閉会にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。どうも御苦  
労さんでございました。

○山田議長 これをもちまして、平成22年3月甲良町議会定例会を閉会いた  
します。

ご苦労さまでした。

(午後 3時05分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 山 田 壽 一

署 名 議 員 宮 寄 光 一

署 名 議 員 建 部 孝 夫